

軽井沢町議会議長及び副議長選出方法に関する内規

〔議長及び副議長選出方法〕

(1)運 営

○運営は、議会運営委員会で行う。司会進行は、議長が行う。ただし、議長の予備選挙の進行は、議会事務局長が行うものとする。

(2)立候補の受付

○全員協議会の場とする。（挙手により、口頭で申し出）

(3)立候補表明

○立候補者は議会の課題と抱負について意見表明し、併せて質疑応答も行う。

○立候補者なし及び1人の場合は、指名推選とする。

○立候補者が3人以上の場合は、全員協議会の場で予備選挙により上位2名を候補者と定める。この場合、有効投票数は考慮しない。

(4)その他

○投票依頼を禁止する。（ただし、いわゆる「瀬踏み行為」は許される。）

○本投票にあたっての投票は、候補者氏名以外の記載は無効とする。

○投票立会人は、議席番号の大きい者2名とする。

○公職選挙法記載事項に対し、当該申し合わせ事項を優先する。

附 則

この内規は、平成13年3月21日から適用する。（全員協議会決定）

経 過

平成20年4月21日 一部改正

平成21年4月28日 一部改正

平成25年3月5日 一部改正